

岡崎市市民参加の推進に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、市の合意形成過程において、広く市民の意見を聴取する市民参加の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 本市の区域内に住所を有する者

イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者

ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体

エ アからウまでに掲げる者のほか、実施機関が必要と認める者

(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業管理者及び消防長をいう。

(情報共有)

第3条 実施機関は、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が容易に得られるように提供するよう努めるものとする。

(市民参加の対象)

第4条 実施機関は、岡崎市パブリックコメント手続要綱第3条各号に掲げるパブリックコメント手続の対象となる事務（同要綱第4条の規定によりパブリックコメント手続の対象としないこととしたものを除く。）を行おうとするときは、市民参加の機会を設けるよう努めるものとする。

(市民参加手法の例示)

第5条 市民参加の手法を例示すると、おおむね次のとおりである。

(1) アンケート

(2) 市民広聴会

(3) ワークショップ

(4) グループヒアリング

(5) 地域（地元）説明会

(公表)

第6条 実施機関は、市民参加手法を實踐するに当たっては、あらかじめその目的、実施時期その他必要と認める事項を公表し、実施後は、その結果について公表するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この指針は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 市長は、この指針の施行後1年を目途として、この指針の規定について見直しを行い、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この指針は、令和8年1月1日から施行する。